

# 財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 吉野川市

標準税収入額等 A.	普通交付税額 B.	繰上財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C.
5,264	6,351	554	12,169

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	19,008	18,195	813	686	560	21,304	
一般会計等	19,008	18,195	813	686		21,304	

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
水道事業会計	519	492	27	438	44	1,368	0	法適用
公共下水道事業特別会計	2,028	1,991	37	8	501	8,021	6,008	
特定環境保全公共下水道事業特別会計	610	576	34	8	197	3,393	2,779	
農業集落排水事業特別会計	167	162	4	4	88	1,608	1,282	
簡易水道事業特別会計	106	105	1	1	45	352	305	
国民健康保険特別会計	5,085	4,816	269	269	328	0	0	
老人保健特別会計	542	542	0	0	65	0	0	
介護保険特別会計	4,195	4,065	130	130	619	0	0	
後期高齢者医療特別会計	435	432	3	3	115	0	0	
川島財産区特別会計	0	0	0	0	0	0	0	
公営企業会計等 計				861		14,742	10,374	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数( - )で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
徳島県市町村議会議員公費災害補償等組合	1	1	0	0	0	0	0	
徳島県市町村総合事務組合(一般会計)	7,251	7,243	8	8	879	0	0	
徳島県市町村総合事務組合(滞納整理機構特別会計)	97	69	28	28	0	0	0	
阿北火葬場管理組合	85	77	8	8	0	0	0	
阿北環境整備組合	230	224	6	6	0	46	18	
中央広域環境施設組合	1,941	1,914	27	27	0	6,491	1,850	
徳島中央広域連合(一般会計)	1,215	1,177	38	38	2	271	141	
徳島中央広域連合(中央地区ふるさと市町村圏事業特別会計)	12	8	4	4	0	0	0	
徳島県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	914	895	19	19	0	0	0	
徳島県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療事業会計)	84,516	83,037	1,479	1,479	1,183	0	0	
阿北特別養護老人ホーム組合	402	331	71	71	0	2	0	
一部事務組合等 計				1,688		6,810	2,009	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
地方公社・第三セクター等 計									

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A.	平成20年度 決算 B.	差引 B-A.
財政調整基金	2,050	2,200	150
減債基金	1,400	1,400	0
その他充当可能基金	1,536	1,524	12
充当可能基金計	4,986	5,124	138

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A.	平成20年度 決算 B.	差引 B-A.	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A.	平成20年度 決算 B.	差引 B-A.
実質赤字比率	4.77	5.63	0.86	13.04	20.00	水道事業会計	69.7	86.7	17.0
連結実質赤字比率	12.18	12.71	0.53	18.04	40.00	簡易水道事業特別会計	5.2	4.5	0.7
実質公債費比率	14.6	15.0	0.4	25.0	35.0	公共下水道事業特別会計	3.8	3.6	0.2
将来負担比率	127.6	119.1	8.5	350.0		特定環境保全公共下水道事業特別会計	40.5	38.2	2.3
財政力指数	0.44	0.45	0.01			農業集落排水事業特別会計	27.0	15.8	11.2
経常収支比率	93.1	91.5	1.6						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数( - )で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。